

関西経済文化交流協議会 入会案内

個人が集まりひとつの組織になり、そのひとつひとつは小さな組織でも、互いに連携することで大きな力になります。個々の活動目的は異なっても、地域における経済・文化活動であることに変わりはありません。

経済・文化活動を行うために、互いに連携して組織力を高度化し、関西から国内、さらに世界へと、その交流範囲拡大することを目的に、私たちはファミリーとして「関西経済文化交流協議会」(Kansai Conference for Business & Cultural Exchange)を形成しています。

設立趣旨

関西は古来、日本の経済・文化の中心地として、広く国内外との交流の拠点でもありました。京都・大阪・神戸の三都を中核とした都市部と、その周辺に多様な生活文化圏を持ち、今また関西広域での行政連携も取り組まれています。

経済と文化は相互に密接な関係を持ち、経済発展が文化の発展となり、またそこから経済の発展が生まれる、スパイラルに地域社会を高度化させる両輪でもあります。経済・文化の動範囲は、地域内外の国内のみならずのみならず、今や国際的な時代を迎え、多くの人々が海外へと進出、また海外から迎える時代となりました。

太古の昔、無機質から有機質が形成され、それはやがて組み合わせり、システムとしての生命となりました。ひとつの細胞でしかなかった生命は、さらに環境へ適合するため、より体系的で複雑なシステムへと進化を遂げました。我々の宇宙を構成する星々、その上で生息する生命、それを構成する物質、果ては素粒子に至るまで、すべての仕組みは階層的ではあれ、個々の要素だけで存在はしてはいません。互いに様々な関係性を持ち、それはマクロな宇宙からミクロな素粒子に至るまで、すべてがつながりを持っています。

生命の最上位に存在する人。そして人はさらに社会を形成し、その中に組織的な事業を創り出し、産業として有形の価値である生産物、そして無形の価値である文化を創造しました。様々な事業活動として、多くの企業組織が誕生し、互いに競争、また合体しながら生存、成長していくことは、生命の誕生、その進化と類似しています。組織的な高度化は生命同様、個々が要素となったシステムとして機能連携することであり、その単位が人である企業、そして企業が単位として連携した、次の時代の企業のあり方も、また考えることができるでしょう。

異なる事業を行う個々の企業が持つ資源、技術やノウハウは、ひとつの細胞として内に秘めたものであり、細胞としての企業体がひとつに融合するのではなく、結合として手を結ぶ、進化する生命体のような事業連携の創造を、私たちは探求していきます。

2010年10月1日

関西経済文化交流協議会

運営委員会

関西経済文化交流協議会 入会案内

1. 規約

第1条 (名 称)

本会は、関西経済文化交流協議会 (Kansai Con、以下「協議会」という) と称する。

[Kansai Con. : Kansai conference for business & culture exchange]

第2条 (目 的)

協議会は、関西地域内外の事業組織が連携することにより、

- ① 地域中小企業のICT活用に関する啓蒙・支援
- ② 地域経済・文化活動における資源 (経営リソース) の共有と高度化
- ③ 新たな経済・文化活動 (マーケット) の創出

を図ることを目的とする。

第3条 (事 業)

協議会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- ① 情報プロモーション (発信・交換・共有)
- ② セミナープロモーション (経済・文化交流)
- ③ 事業マッチング、サービス創出、事業高度化支援

第4条 (会 員)

協議会は、協議会の目的に賛同する以下の会員で構成する。

- ① メンバー サポーター傘下の個人・法人事業者、起業家
- ② サポーター ICT活用支援者 (委員を含む)
- ③ パートナー 協議会事業協力者

第5条 (運営委員)

協議会は運営委員により構成される運営委員会により運営される。

第6条 (会 費)

協議会は会員が納入する会費をもって各事業運営費に充てる。

2 会費は会費規定の定めによる。

第7条 (事業年度)

協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第8条 (事務局)

協議会の事務局はQUEST株式会社内に置くものとする。

第9条 (その他)

この他この規約に定めのない事項は、委員会の議を経て別に定める。

2. 入会規定

(1) 会員種別

協議会規約第4条の通り。

(2) 入会申請

- ① メンバーはサポーターにより入会手続きが行われる。
- ② サポーターは事務局により入会手続きが行われる。

関西経済文化交流協議会 入会案内

(3) 会員情報管理

会員情報は事務局が管理、協議会事業以外の目的に使用されない。

3. 提供プログラム

会員サービスとして以下のプログラムを提供する。

- ① 広報支援
- ② セミナー・交流会
- ③ ビジネスマッチング
- ④ マーケット創出

4. 会費規定

(1) 年会費

運営委員	24万円
パートナー	無料
サポーター	無料
メンバー	無料

(2) セミナー・交流会参加費

セミナー・交流会は会員及び非会員が参加する。

- ① セミナー 無料
- ② 交流会 実費（非会員は別途ビジターフィーが必要）

(3) その他

年会費は入会時を開始月として納め、年度途中で退会があっても会費は返還しない。

(付 則)

実施期日	策定	平成22年9月1日
	施行	平成22年10月1日
	改訂	平成24年10月1日
	改訂	平成25年1月17日
	改訂	平成27年3月18日
	改訂	平成28年4月1日
	改訂	平成29年10月1日